

令和6年 第10回

苓北町農業委員会総会会議録

令和6年第10回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月9日（水）
午前9時30分から午前10時16分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者
（農業委員）
2番 宮崎 志武
3番 田嶋 郁美 4番 福田 健治
6番 瀬形 茂
7番 小野 三幸
4. 本日の欠席委員（2名） 1番 林田 道久、5番 荒木 義孝
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第82号 非農地判断について
日程第4. 議案第83号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画
の変更について
日程第5. その他事項
6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 | 定刻となりましたので、只今から令和6年第10回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長 | 皆さん、おはようございます。

本日は、皆様大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

10月に入りまして、日中は暑い日もありますが朝夕は大分涼しか
というか肌寒か時もありますね。東京なんかは今日は相当寒いそう
ですよ。17度とかいうてもう11月下旬並みの寒さだということ
を言っておりましたけど、すごく変動で動きますね。高くなったり低
くなったり。こういう時こそ夏の疲れが出て、そしてインフルエンザと
かですね。少し流行っているようですよ皆さん。コロナは今のところ
落ち着いているんじゃないかなと思っておりますけど、どうぞ体調管
理は十分お気をつけていただきたいと思います。

自民党と立憲民主党がそれぞれ代表選がありましたですね。どちら
も一緒でしたけど一回目では決まらずに決選投票がありましたけど、
私はひそかに今度は女性総理の誕生かと思ったりしましたが、高市さん
が僅差で負けましたですね。いよいよ女性天皇、女性総理と女性が指
導権を握るところまで来たのかと胸をワクワクさせておりましたけ
ど、国会議員の方たちはそれなりのお考えがあって投票をされたこと
だと思えます。私たちは中央のことは分からないところが多ございま
すけど、私のささやかな期待は打ち砕かれてしまいました。

その投票で勝たれた石破首相が頑張っておられるところでございま
すが、皆さん今日は衆議院の解散ですね。15日が公示、27日がい
よいよ国民に審判を問うというような発表をなさっておりましたけ
ど、歴代の一番短い期間での解散総選挙ということになっておりま
す。

この派閥の裏金問題というのがですね、大きな争点になろうかと思
いますけど、石破首相は裏金問題に関与していた方は自民党の公認を
外すということで、選挙に影響があるのかいろんな問題が出ておりま
す。

野党はこれ幸いにそこを強く追及しているようですが、これはやっ
ぱり最終的には国民がどういう風に判断するかということなんですよ
うけど、国民は一から十まで知らんすもんね。ただそがんやったい
かというような程度で私は今までそういう感じで選挙に臨んでいまし
たけど、今回はよく見て投票せんばいかんなどと思っております。日
本国民がどういう判断を下すのか楽しみの一つではあります。

石破首相も頑張ってくれられるとは思いますが、何といても理想と現実の狭間で心はかき乱されて揺れておられるんじゃないかなというような気がいたしております。

国民の声として私は今日はこのことを皆さんにお伝えしたいと思って考えてきた次第でございます。

それでは皆さん只今から提出されております議案の審議に移りたいと思います。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、林田委員、荒木委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の田嶋委員さんと4番の福田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和6年10月9日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、4件の申請がっておりますのでご審議をお願いしたいと思います。なお、整理番号1と2については、譲受人が同一人物で、申請物件も同一地区にまとまっている農地となっておりますので、整理番号1と2、整理番号3、整理番号4についてそれぞれご審議をお願いします。

4ページをお開きください。

整理番号1と2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑3筆 合計404㎡です。

場所については、5ページ、6ページに図示しておりますが、場所は、富岡新地にあります下水道施設の富岡浄化センター裏手にある農地になります。なお、申請番号1の譲渡人と6ページの土地所有者が違っておりますが、譲渡人への相続登記が済んでおります。

権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由は、経営規模の拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

10月3日に事務局と譲受人と確認に行ってまいりました。

場所は俗に言う新地の中なんですよ。以前は一手に引き受けて富岡の方がレタスを作られておりましたけど、もう離農されておりますので、今出ているこの畑は現在は譲受人が作付けされて、春はズッキーニ、今からはレタスを作付けされるということでございます。

譲受人は経営規模拡大のためでございます。要件は満たしていると判断してまいりました。以上でございます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。整理番号1と2については原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号3について事務局に説明を求めます。

事務局

7ページをお開きください。

整理番号3の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 424㎡です。

場所については、8ページ、9ページに図示しておりますが、場所は、志岐にあります苓北交番前にある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましても、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

10月1日に事務局と譲受人とで現地の確認に行ってきました。

場所は先ほど説明がありましたように、志岐交番前の交差点横の農地でございます。今既にこの田んぼも畔も取り払い一枚にして毎年米を作っているということでございます。引き続き耕作をされるということでございますので、要件を満たしていると判断したところでございます。以上でございます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。整理番号3については原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号4について事務局に説明を求めます。

事務局

10ページをお開きください。

整理番号4の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑2筆 合計168㎡です。

場所については、11ページ、12ページに図示しておりますが、場所は、都呂々浜にあります倉田オート付近にある農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、家庭菜園を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員

はい。

議 長

福田委員。

福田委員

10月1日に事務局と譲受人とで現地を確認させていただきました。

譲受人は自宅を新築するために土地を購入され、その横に少し畑がついていたため今回の申請に至ったということです。自宅の横になり家庭菜園ということで特に何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。整理番号4については原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第82号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

13ページをお開きください。日程第3. 議案第82号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和6年10月9日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、農地利用最適化推進委員さんによります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された農地の非農地判断、及び、1件の個人申請がっておりますので、それぞれご審議いただきたいと思ひます。

14ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された上津深江地区の農地43件です。位置図及び詳細図につきましては16ページから18ページに図示しております。場所は、西日本プラント工業の寮の周辺にある農地になります。令和6年10月1日に小野会長及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては15ページに記載をしております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

説明がありましたように10月1日に事務局と3名で現地を確認したところでございます。場所は説明がありましたように西日本プラント寮の周辺となります。

この非農地に出ている場所は、急な坂の上にある場所で、どんなして以前は上まで登りよったのかと思うぐらい急な坂なんです。歩いてはいけるものですが中には入られないんですよ。近くまで行きまして確認しましたが、竹、雑木が生い茂って足も踏み入れられないというような状況でございました。

そして、よくよく見ておりますと、こういう辺りからイノシシ、狸が出てくるのかなというような獣道がすでに何本かありまして、怖いような感じの場所ではございました。

農地としては恐らく再生は不可能であろうと判断してまいったところでございます。以上でございます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので上津深江地区の対象農地43件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案19ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

19ページをお開き下さい。上津深江の農地2件について個人申請があったため、令和6年10月1日に小野会長及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては20ページに記載をしております

位置図及び字図につきましては21ページ、22ページに図示しております。場所は、先ほど非農地判断していただきました場所の周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましても、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

先ほどと同じ日に事務局と現地を確認したところでございます。
農地となっておりますけど先ほど申しましたように竹、雑木で足も入れられないような状態というのは同じでございました。
農地としての再生は到底望めないというような判断をしてまいったところでございます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

事務局にですが、非農地判断されているんですけど、大体年間どの位の予定のところで、今どのくらい進んでいるのか教えてください。

事務局

目標は年間20haとしているんですけど、今10ha弱ぐらいです。

瀬形委員

分かりました。頑張ってください。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第83号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、23ページをお開きください。日程第4、議案第83号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請の提出に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、転用の可能性について合議を求められたので附議する。

令和6年10月9日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

令和6年9月6日付けで苓北町長から合議がっております。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域除外の申請がっており、農業委員会には農用地区域の除外、除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。

24ページをお開きください。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件は苓北町都呂々の田1筆1、874㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備です。

申請理由は「2011年東日本大震災にて福島県での原子力発電施設の事故以来、国内の原発が次々に停止し、その分の電力を補う為、火力発電に頼っている状態が続いております。原発の再稼動には賛否両論あり、今後、国内のエネルギー事情が好転する期待も無いと考えており、安定した電力の発電、二酸化炭素を発生させない、環境に優しい事などを理由に、太陽光発電設備の建設を行う。」というものです。

場所については、26ページ、27ページに図示しておりますが、場所は、都呂々浜団地の周辺にある農地になります。

審議の要点については、当該農地は、現在10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地となっており、第2種農地に該当すると判断でき、また、周辺農地も現在耕作されておらず自己管理されている農地又は遊休農地となっており、農用地区域の除外は可能であると考えております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員 はい。

議長 福田委員。

福田委員 10月1日事務局と現地確認をしました。私の家のすぐ近くなんでずっと田んぼを見てたんですけど、もう15年位耕作してなくて、地主たちが毎年2回から3回くらい草刈りをして、たまにトラクタで起こしよらしたけど、後継者もおらずどうしたものかと思っただけなんですけども、今度太陽光発電をとということになったんで、良かったかなと思います。

後のことを考えたら、こういう利用をしていかないともう今からは無理なんだろうなと感じられましたので、何ら問題ないと思います。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして農用地区域の除外は可能であるとしてよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、この件につきましては、農用地区域の除外は可能であると決定します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業委員会が実施する遊休農地活動について
2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

次回、令和6年第11回総会は、令和6年11月6日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和6年第10回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時16分

会 長

署名委員

署名委員